



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社トランスジェニック
代表者名 代表取締役社長 福永 健司
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 船 橋 泰
(電 話 番 号 096-375-7660)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 16 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等による自己株式の取得を可能とするために、定款第 7 条に自己株式の取得に係る規定を新設するものであります。
- (3) 単元未満株式を有する株主様の株式売買の利便性を高めることを目的として、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するため、定款第 9 条 4 号及び第 10 条を新設するものであります。
- (4) 組織拡大に伴う経営体制の一層の強化・充実を図るため、現行定款第 17 条(員数)の取締役の員数を「7 名以内」から「10 名以内」に変更するものであります。
- (5) その他、上記条文の新設に伴い条数及び号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

現行定款	変更案
<p>1. ~ 7. (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>8. ~ 12. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第9条~第16条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>1. ~ 7. (現行どおり)</p> <p>8. <u>関連会社の経営管理、財務管理、労務管理、広報、情報システム管理等の指導および援助</u></p> <p>9. <u>動産、不動産の賃貸および管理</u></p> <p>10. ~ 14. (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条~第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>

現行定款	変更案
第18条～第36条（条文省略）	第20条～第38条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 24 日（予定）